

市 会 議 案

平成31年2月定例会（平成31年2月19日提出）

名 古 屋 市

目 次

平成31年第56号議案	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正について……………	1頁
平成31年第57号議案	名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について……………	9頁
平成31年第58号議案	名古屋市都市公園条例の一部改正について……………	11頁
平成31年第59号議案	火災予防条例の一部改正について……………	15頁
平成31年第68号議案	契約の締結について……………	19頁
平成31年第69号議案	契約の締結について……………	21頁
平成31年第70号議案	契約の締結について……………	23頁
平成31年第71号議案	契約の締結について……………	25頁
平成31年第72号議案	契約の締結について……………	27頁
平成31年第73号議案	契約の締結について……………	29頁
平成31年第74号議案	損害賠償の額の決定について……………	33頁
平成31年第75号議案	あらたに土地が生じたことの確認について……………	35頁
平成31年第76号議案	土地区画整理に伴う町の区域の変更について……………	39頁
平成31年第77号議案	公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について……………	43頁
平成31年第78号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	47頁
平成31年諮問第1号	行政財産の使用許可に関する審査請求について……………	65頁

平成31年第56号議案

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正
について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり定めるものとする。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改
正する条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
令第15号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「第4条第2項」を「第3条第8項」に改める。

第60条の7第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は同
法第27条の5の協議をしようとする者」を、「当該申請」の次に「又は協議」
を加え、同条第2項中「申請」の次に「又は協議」を加える。

第61条の2第1項中「又は」の次に「同条第8項、」を加え、同条第2項中
「次の各号」を「次」に改め、同項中第4号を第5号とし、同項第3号中「同
条第3項に規定する指示措置等」を「同項第1号に規定する実施措置」に改め、
同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 土壌汚染対策法第3条第7項に規定する土地の形質の変更

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第61条の2第1項の規定は、施行日以後に受けた土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）第2条の規定による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第8項の規定による命令に係る土地について適用し、この条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）第61条の2第1項に規定する第55条第1項及び第2項の規定による調査については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第61条の2第2項第3号に規定する指示を受けた者が行う同号に規定する行為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、土壤汚染対策法の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例 (抜すい)

(汚染状況の調査等)

第54条 (略)

- 2 市長は、特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱事業者に対し、当該土地の土壤及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、土壤汚染対策法^{第3条第4項}に規定する指定調査機関 (以下「指定調査機関」という。) に土壤汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(汚染土壤処理業に係る生活環境影響調査の実施等)

- 第60条の7 土壤汚染対策法第22条第1項^{若しくは}又は^{第23条第1項の許可の申請}をしようとする者^{又は同法第27条の5の協議をしようとする者}は、土壤汚染等対策指針で定めるところにより、当該申請^{又は協議}に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壤処理施設 (以下「汚染土壤処理施設」という。) において同法第16条第1項に規定する汚染土壤 (以下「汚染土壤」という。) を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査 (以下「生活環境影響調査」という。) を行わなければならない。

- 2 前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、同項の許可の申請^{又は協議}をする日までに、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壤処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壤の処理の事業に関

する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 }
4 } (略)

(適用除外)

第61条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の規定は、土壤汚染対策法第3条第1項の規定による調査に係る土地（同項ただし書の規定による確認に係る土地を除く。）又は同条第8項、同法第4条第3項若しくは同法第5条第1項の規定による命令に係る土地に特定有害物質等取扱工場等を設置している特定有害物質等取扱事業者については適用しない。

2 第55条第1項及び第2項並びに第57条の規定は、次
次の各号に掲げる行為については適用しない。

(1) }
(2) } (略)

(3) 土壤汚染対策法第3条第7項に規定する土地の形質の変更

(4) 同項第1号
(3) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により指示を受けた者が同条第3項
に規定する実施措置
に規定する指示措置等として行う行為

(5)
(4) (略)

(参考 2)

参 照 条 文

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）抜すい 新旧対照（^{改正}_{改正}
後
前）

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第3条 （略）

2 }
5 } (略)
6 }

7 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) }
(2) } (略)

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する

者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

（汚染除去等計画の提出等）

（汚染の除去等の措置）

第7条 都道府県知事は、前条第1項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限

度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において^{講ずべき}汚染の除去等の措置^{及びその理由、当該措置を講ずべきこと}を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項

を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道

府県知事に提出すべきこと

を指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

（1）都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第1項において

「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる

汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有

者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定に

より都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実

施措置」という。）

(2)
} (略)
(3)

2
5
6
7
} (略)
5
10

(国等が行う汚染土壌の処理の特例)

第27条の5 国又は地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の規定による港務局を含む。）（以下この条において「国等」という。）が行う汚染土壌の処理の事業についての第22条第1項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があったものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

平成31年第57号議案

名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「、田辺陸上競技場」を削る。

別表第1 田辺陸上競技場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市瑞穂運動場条例 (抜すい)

(趣旨)

第1条 この条例は、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）に基づき瑞穂公園に設置する次表に掲げる有料公園施設（以下「瑞穂運動場」という。）の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

瑞穂公園	陸上競技場、北陸上競技場、 田辺陸上競技場 、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート、プール、トレーニング室、宿泊研修室及び駐車場並びにこれらの附属設備
------	---

2 (略)

別表第1

使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額					
	午 前	午 後	午前午後	夜 間	2 時間	1 回
(略)						
田辺陸上競技場	3,400 円	3,400 円	6,800 円			
(略)						

平成31年第58号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の5」を「第3条の6」に改める。

別表第1 1 有料公園施設の表瑞穂公園の項中

「

	電 光 表 示 装 置
	田 辺 陸 上 競 技 場

を

「

	電 光 表 示 装 置
--	-------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂公園田辺陸上競技場を廃止する等の必要がある
による。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市都市公園条例 (抜すい)

目次

第 1 章 (略)

第 2 章 都市公園の設置 (第 3 条—第 3 条の 6 / 第 3 条の 5)

第 3 章 }
第 4 章 } (略)
第 5 章 }

附則

平成31年第59号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第21条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 7月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、工業標準化法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

火災予防条例 (抜すい)

(避雷設備)

第21条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する^{日本産業規格}~~日本工業規格~~に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

産業標準化法
工業標準化法 (昭和24年法律第 185号) 抜すい 新旧対照 (改正
改正
後)
前)

(日本産業規格
日本工業規格)

第20条 第11条、第14条第 2項又は第15条第 2項の規定により制定された産業
第17条 工業

標準は、日本産業規格
標準 日本工業規格という。

2 (略)

平成31年第68号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 城北公営住宅新築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市北区名城二丁目地内
- 3 契約の内容 耐火構造10階建（一部8階建）1棟・その他
110戸
延面積 7,538.61平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,236,600,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏 木 博 喜
- 7 完成予定期日 平成33年2月26日

（理 由）

この案を提出したのは、城北公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

平成31年第69号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- 1 契約の目的 城北公営住宅及び更新住宅新築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市北区名城二丁目地内
- 3 契約の内容 耐火構造9階建1棟・その他
114戸
延面積 7,737.03平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,252,800,000円
- 6 契約の相手方 徳倉・タイガーハウス特別共同企業体
代表者 名古屋市中区錦三丁目13番5号
徳倉建設株式会社
代表取締役社長 徳 倉 正 晴
名古屋市中村区名駅南一丁目12番7号
タイガーハウス工業株式会社
代表取締役 服 部 泰
- 7 完成予定期日 平成33年2月26日

(理 由)

この案を提出したのは、城北公営住宅及び更新住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

平成31年第70号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 あけぼの学園改築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市天白区植田山二丁目地内
- 3 契約の内容 耐火構造2階建1棟・その他
延面積 4,107.77平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 905,040,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏 木 博 喜
- 7 完成予定期日 平成32年3月12日

(理 由)

この案を提出したのは、あけぼの学園の改築工事を施行する必要があるによる。

平成31年第71号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成31年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 瑞穂公園体育館（仮称）新築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市瑞穂区田辺通 3 丁目地内
- 3 契約の内容 耐火構造 4 階建 1 棟
延面積 9,489.79平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 2,643,840,000 円
- 6 契約の相手方 佐藤・丸彦渡辺・高柳特別共同企業体
代表者 名古屋市東区泉一丁目 2 番 3 号
佐藤工業株式会社名古屋支店
執行役員支店長 小 泉 直 人
名古屋市東区徳川一丁目 511 番地
丸彦渡辺建設株式会社名古屋営業所
所長 小 形 隆 志
愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目75番地
株式会社高柳組
代表取締役 高 柳 通
- 7 完成予定期日 平成33年 3 月15日

（理 由）

この案を提出したのは、瑞穂公園体育館（仮称）の新築工事を施行する必要があるによる。

平成31年第72号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成31年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 中村区役所等複合庁舎新築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市中村区松原町地内
- 3 契約の内容 中村区役所等複合庁舎整備
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 7,830,000,000 円
- 6 契約の相手方 竹中・伊藤特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区錦二丁目2番13号
株式会社竹中工務店名古屋支店
支店長 市 川 敦 史
名古屋市中区丸の内一丁目15番15号
株式会社伊藤建築設計事務所
代表取締役 小 田 義 彦
- 7 完成予定期日 平成34年10月31日

(理 由)

この案を提出したのは、中村区役所等複合庁舎の新築工事を施行する必要があるによる。

平成31年第73号議案

契約の締結について

下記要項により、整備事業契約を締結するものとする。

平成31年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 名古屋市国際展示場第1展示館の解体、設計、建設及び維持管理 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 34,316,069,372円 |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市中区錦二丁目2番13号
株式会社名古屋モノづくりメッセ
代表取締役 岸 田 文 夫 |
| 6 | 契約期間 | 契約締結の日から平成53年3月31日まで |

(理 由)

この案を提出したのは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより名古屋市国際展示場第1展示館の整備事業を施行する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）抜すい

（実施方針）

第5条 （略）

- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

(1) }
{ (略)
(4) }

- (5) 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(6) }
(7) } (略)

3 }
4 } (略)

（地方公共団体の議会の議決）

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

- 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）抜すい

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	（略）	

平成31年第74号議案

損害賠償の額の決定について

平成28年 1月 5日、名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1所在の名古屋市立西部医療センターにおいて、愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水 146番地 3の近藤隆（事故当時67年）が低酸素状態となり、その後障害を負った事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金11,500,000円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立西部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補填される予定である。

平成31年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事 実）

平成27年12月24日、近藤隆は、名古屋市立西部医療センター耳鼻いんこう科において、気管切開術を受け、病棟内の病室において術後管理されていたところ、平成28年 1月 5日午前 4時34分頃気道閉塞により、低酸素状態となったものである。その後、当該被害者は、低酸素脳症を発症したため、脳障害を負った。

この事故について、平成29年12月 2日名古屋簡易裁判所に対し本市を相手方として、損害賠償請求の調停の申立てがなされ、同裁判所の指示により、このたび示談が成立する見込みとなったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 額
-----	-----

慰 謝 料	11,500,000円
-------	-------------

平成31年第75号議案

あらたに土地が生じたことの確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内にあらたに次の土地が生じたことを確認するものとする。

平成31年2月19日提出

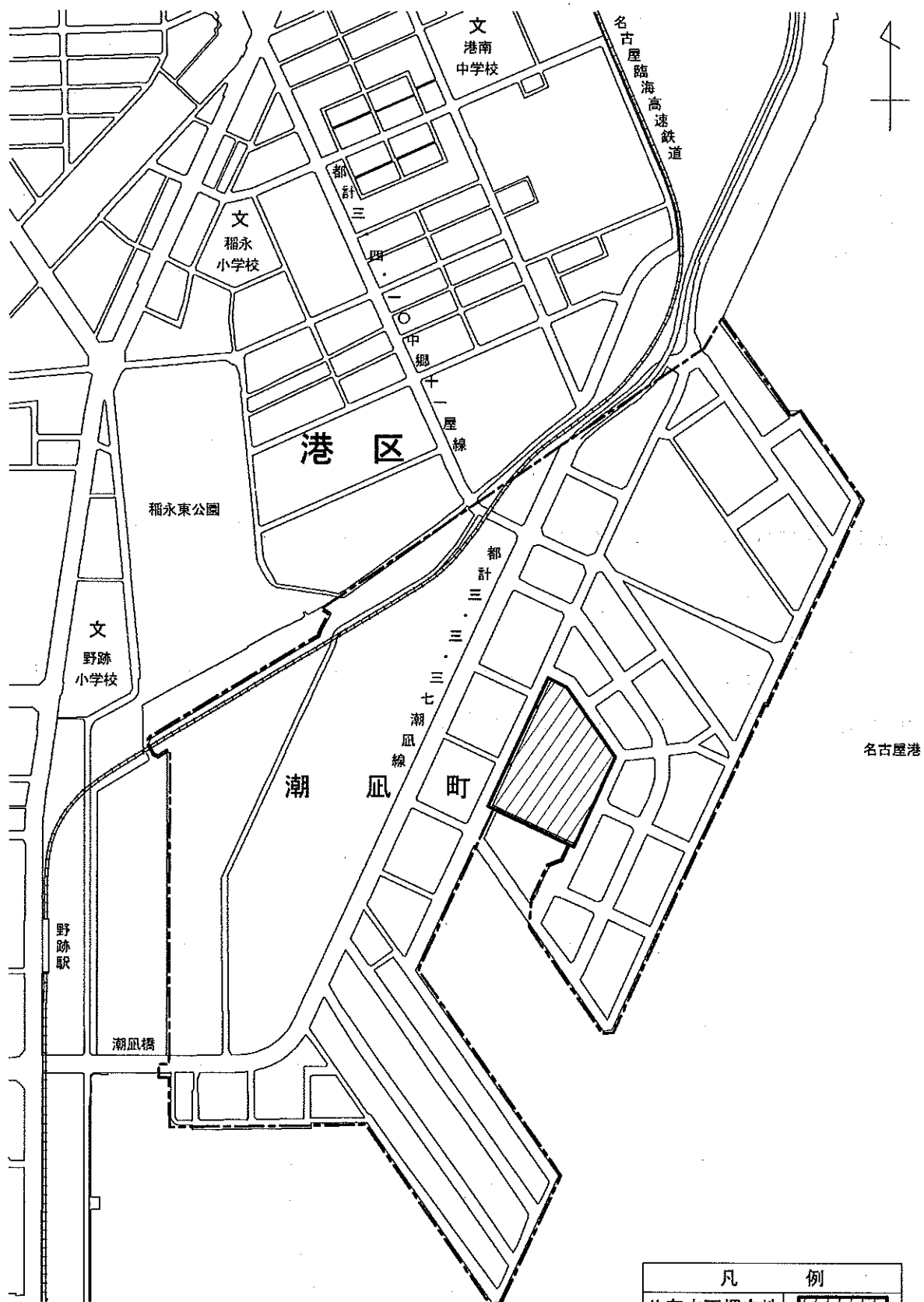
名古屋市長 河 村 た か し

港区潮風町67及び68地先の公有水面埋立地 34,431.05 平方メートル

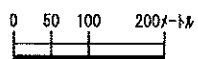
（理 由）

この案を提出したのは、公有水面の埋立てにより、市の区域内にあらたに土地が生じたことを確認する必要があるによる。

附 図



1 : 10,000



凡	例
公有水面埋立地	
町界	
区、町名	太字
施設名称	細字

(参考 1)

参 照 条 文

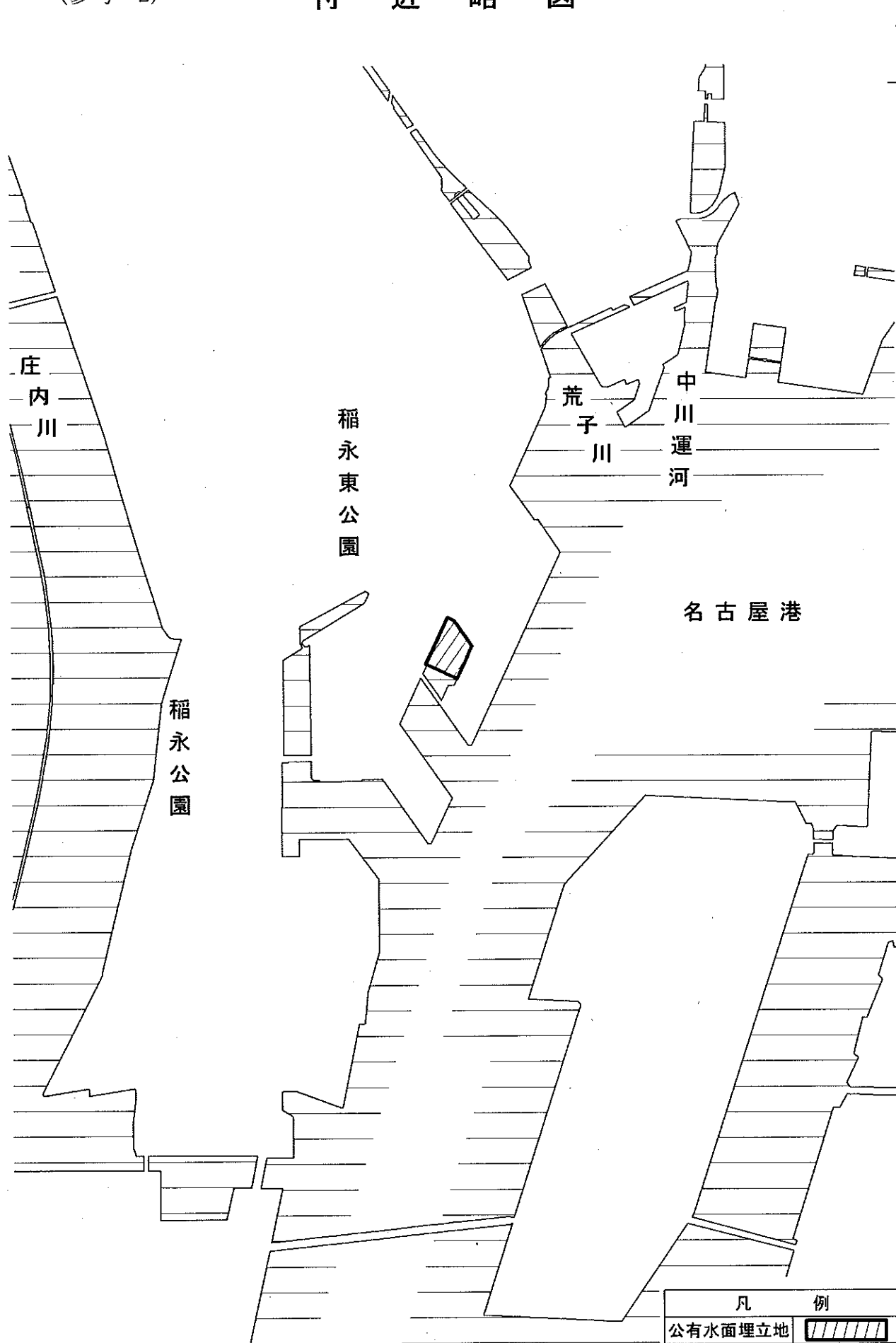
地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

(参考 2)

付 近 略 図



平成31年第76号議案

土地区画整理に伴う町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、町の区域の変更を行うものとする。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

区域を変更する町の名称及びその区域

名称 徳重三丁目

区域 別図第2のとおり

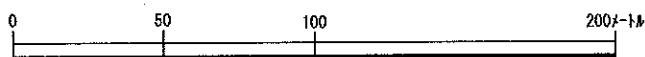
（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区について、町の区域の変更を行う必要があるによる。

別図第1



1 : 2,500

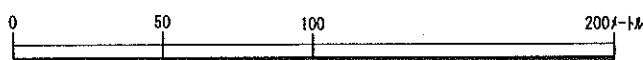


凡 例	
実施区域	———
町 界	-----
字 界	-----
区町字名	太 字
施設名称	細 字

別図第2



1 : 2,500



凡 例	
実施区域	———
町 界	- - -
区、町 名	太 字
施設名称	細 字

平成31年第77号議案

公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、下記のとおり、本市の町の区域の変更を行うものとする。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

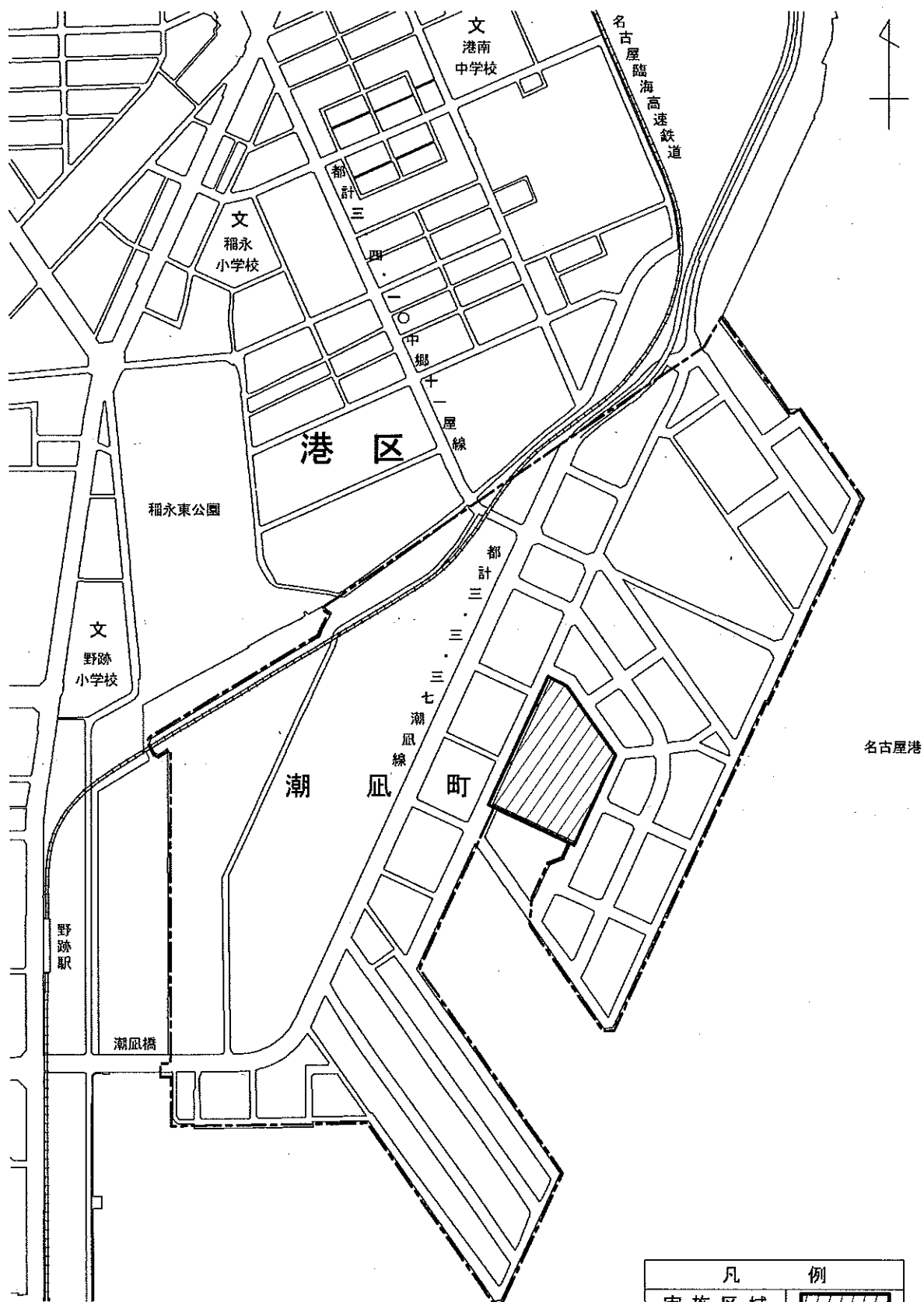
港区潮風町に編入する区域

港区潮風町67及び68地先の公有水面埋立地 34,431.05 平方メートル

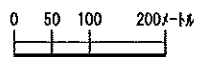
（理 由）

この案を提出したのは、公有水面埋立てに伴い、町の区域の変更を行う必要があるによる。

附 図

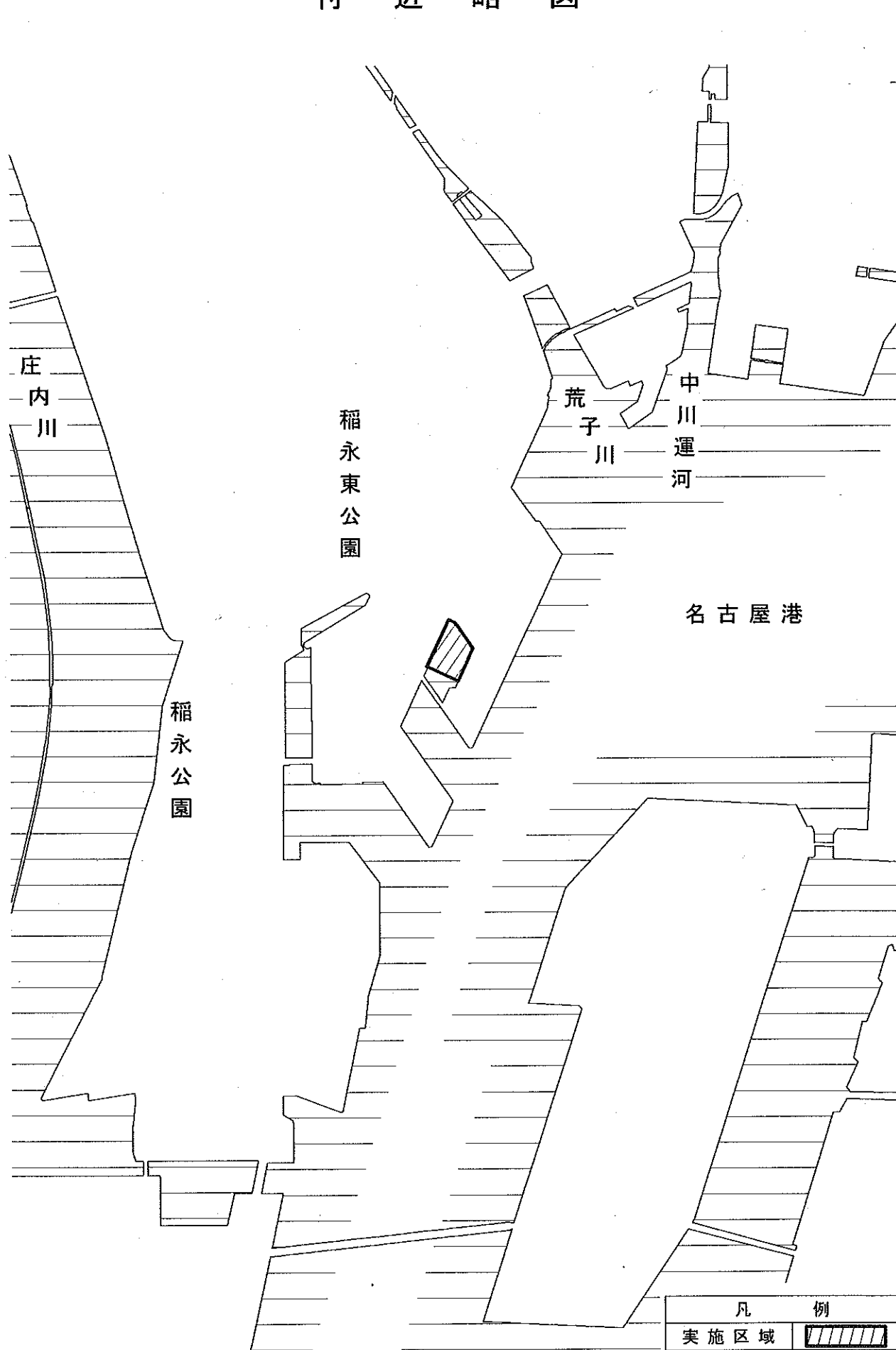


1:10,000



凡	例
実施区域	
町界	
区、町名	太字
施設名称	細字

付 近 略 図



平成31年第78号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

平成31年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
1	下志段味第197号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島 2376番の6地先	第1 附図
		名古屋市守山区大字下志段味字池田 825番の5地先	
2	下志段味第198号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2510番の6地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字小段 2363番の2地先	
3	下志段味第199号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2587番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2540番地先	
4	下志段味第200号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2539番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2540番地先	

5	下志段味第201号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禅寺2598番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字上東 禅寺2523番地先	
6	下志段味第202号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禅寺2587番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字深沢 2613番の2地先	
7	下志段味第203号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島 2376番の6地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字上東 禅寺2478番の4地先	
8	下志段味第204号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島 2371番地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字下東 禅寺2435番の7地先	
1	上志段味第85号線	名古屋市守山区大字上志段味字前山 1387番の1地先	第2 附図
		名古屋市守山区大字上志段味字青り 掛1317番の1地先	
2	上志段味第86号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1974番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1984番地先	
3	上志段味第87号線	名古屋市守山区大字上志段味字寺山 1205番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大塚 1231番の2地先	

4	上志段味第88号線	名古屋市守山区大字上志段味字大塚 1288番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大塚 1239番地先	
5	上志段味第89号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1970番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1992番の3地先	
6	上志段味第90号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1965番の3地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1994番の1地先	
7	上志段味第91号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之 輪1677番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1779番の4地先	
8	上志段味第92号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之 輪1725番の6地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1782番地先	
9	上志段味第93号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1760番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1792番地先	
10	上志段味第94号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1870番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1873番地先	

11	上志段味第95号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1895番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1903番地先	
12	上志段味第96号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1917番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1943番地先	
13	上志段味第97号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之 輪1677番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1746番の2地先	
14	上志段味第98号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1775番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1750番の4地先	
15	上志段味線第2号	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前601番の5地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1476番の1地先	
16	上志段味第99号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1974番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1960番の1地先	
17	上志段味第100号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1934番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2075番地先	

18	上志段味第101号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1992番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1961番の1地先	
19	上志段味第102号線	名古屋市守山区大字上志段味字前山 1403番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1992番の3地先	
20	上志段味第103号線	名古屋市守山区大字上志段味字大塚 1239番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大塚 1243番の1地先	
21	上志段味自転車歩行者 道第3号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1475番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字大久 手下1974番地先	
22	上志段味自転車歩行者 道第4号線	名古屋市守山区大字上志段味字青り 掛1348番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字青り 掛1354番地先	
1	横井二丁目第2号線	名古屋市中川区横井二丁目73番の30 地先	第3 附図
		名古屋市中川区横井二丁目73番の43 地先	
1	作の山町第3号線	名古屋市緑区作の山町80番の69地先	第4 附図
		名古屋市緑区作の山町80番の22地先	

2	作の山町第4号線	名古屋市緑区作の山町80番の20地先	"
		名古屋市緑区作の山町80番の1地先	
3	作の山町第5号線	名古屋市緑区作の山町80番の29地先	"
		名古屋市緑区作の山町80番の29地先	
1	助光二丁目第2号線	名古屋市中川区助光二丁目1224番地先	第5 附図
		名古屋市中川区一色新町二丁目2715番地先	

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	新川線	名古屋市中川区伏屋五丁目1044番地先	第6 附図
		名古屋市中川区一色新町二丁目2715番地先	
ア	品川町第3号線	名古屋市港区品川町2丁目73番地先	第7 附図
		名古屋市港区品川町2丁目47番の2地先	
イ	品川遠若町第5号線	名古屋市港区遠若町2丁目42番の1地先	"
		名古屋市港区遠若町2丁目55番地先	

ア	瀬古未新田 3 号線	名古屋市守山区瀬古東三丁目1516番地先	第 8
		名古屋市守山区瀬古東三丁目1516番地先	附図
ア	有松第31号線	名古屋市緑区有松三丁山508番地先	第 9
		名古屋市緑区有松三丁山714番地先	附図

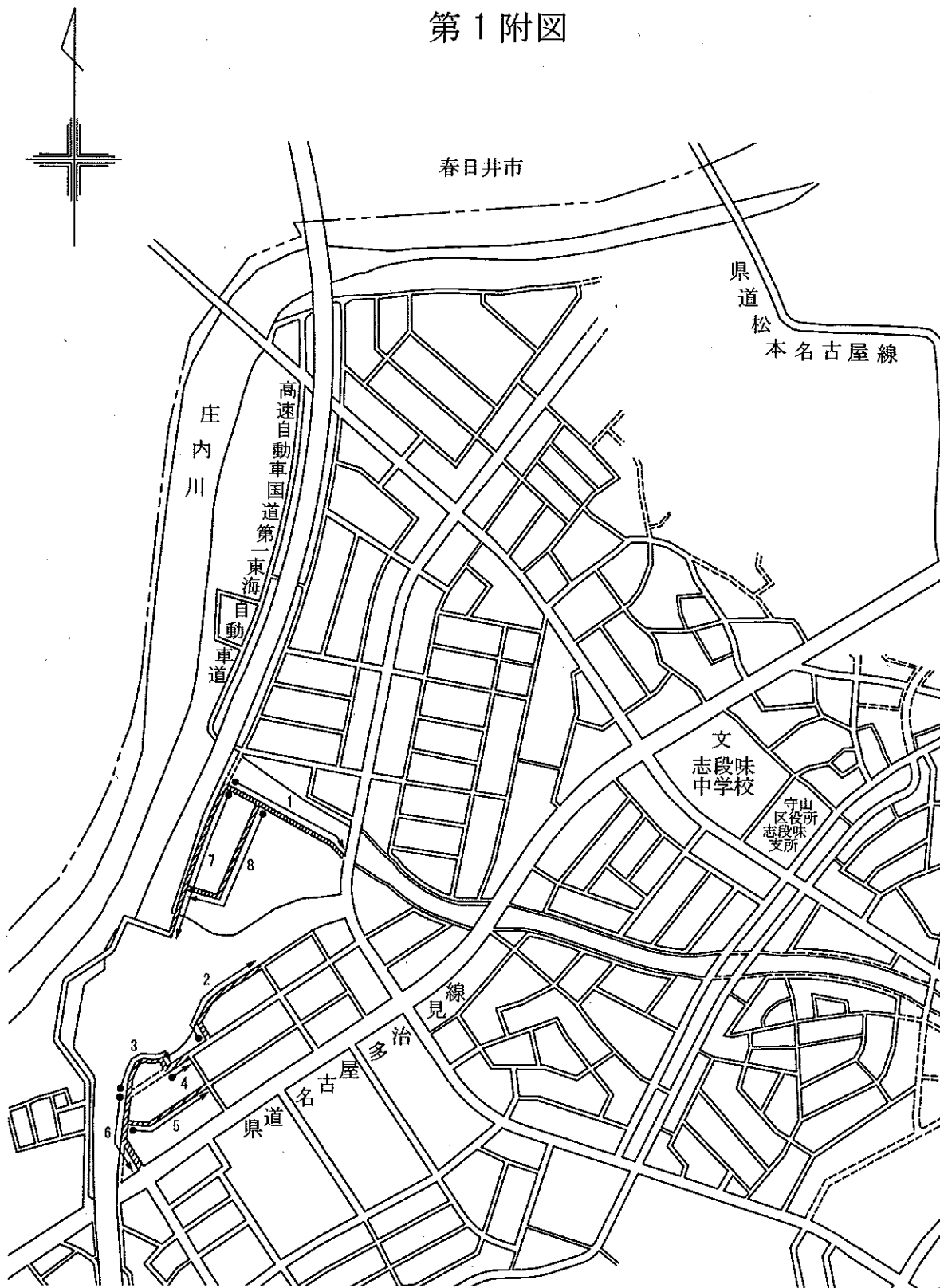
廃止する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	有松第 9 号線	名古屋市緑区有松64番地先	第 9
		名古屋市緑区有松三丁山111番の 1 地先	附図

(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附図

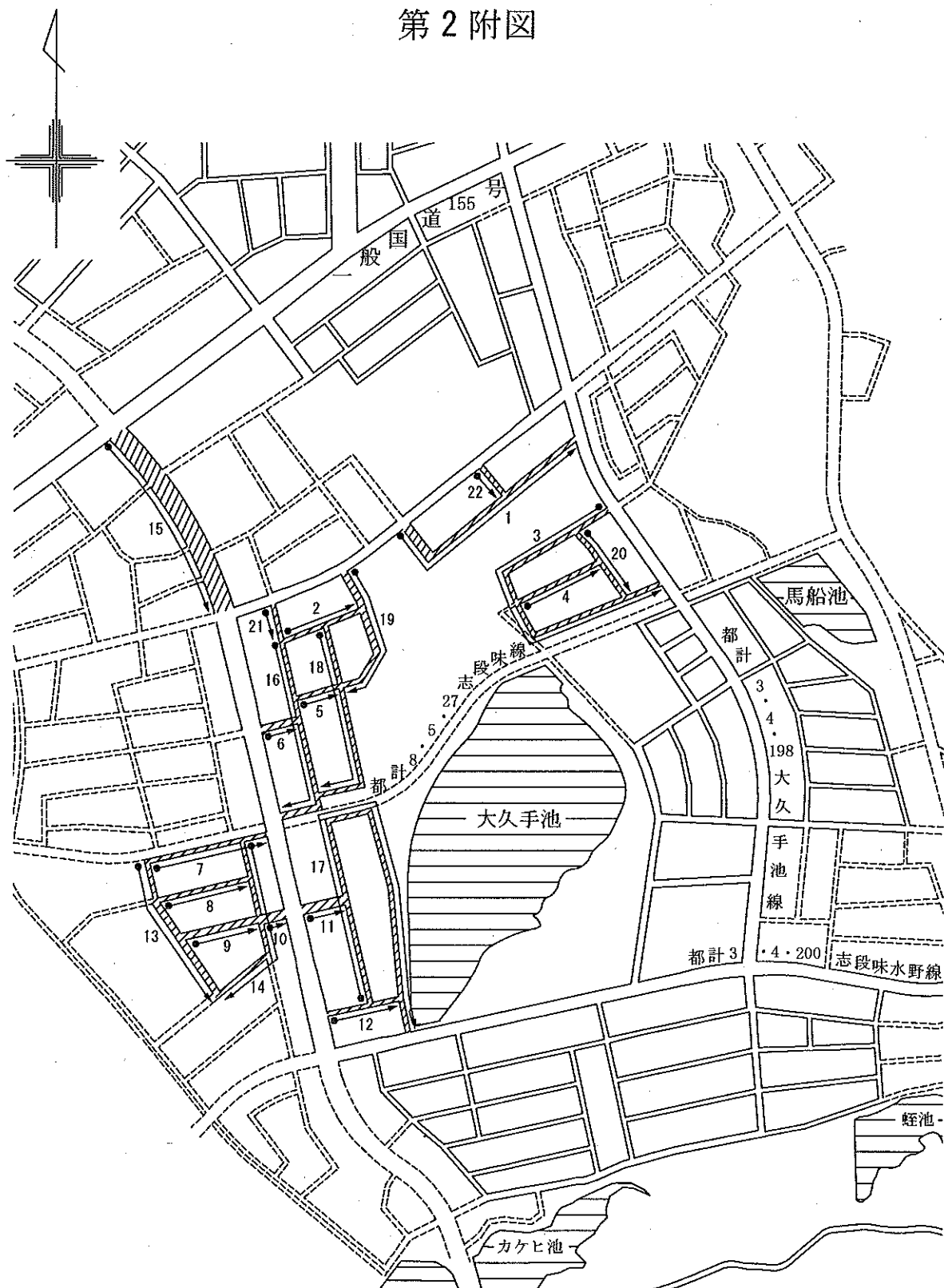


凡 例

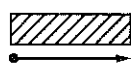


市道に認定する路線

第2附図

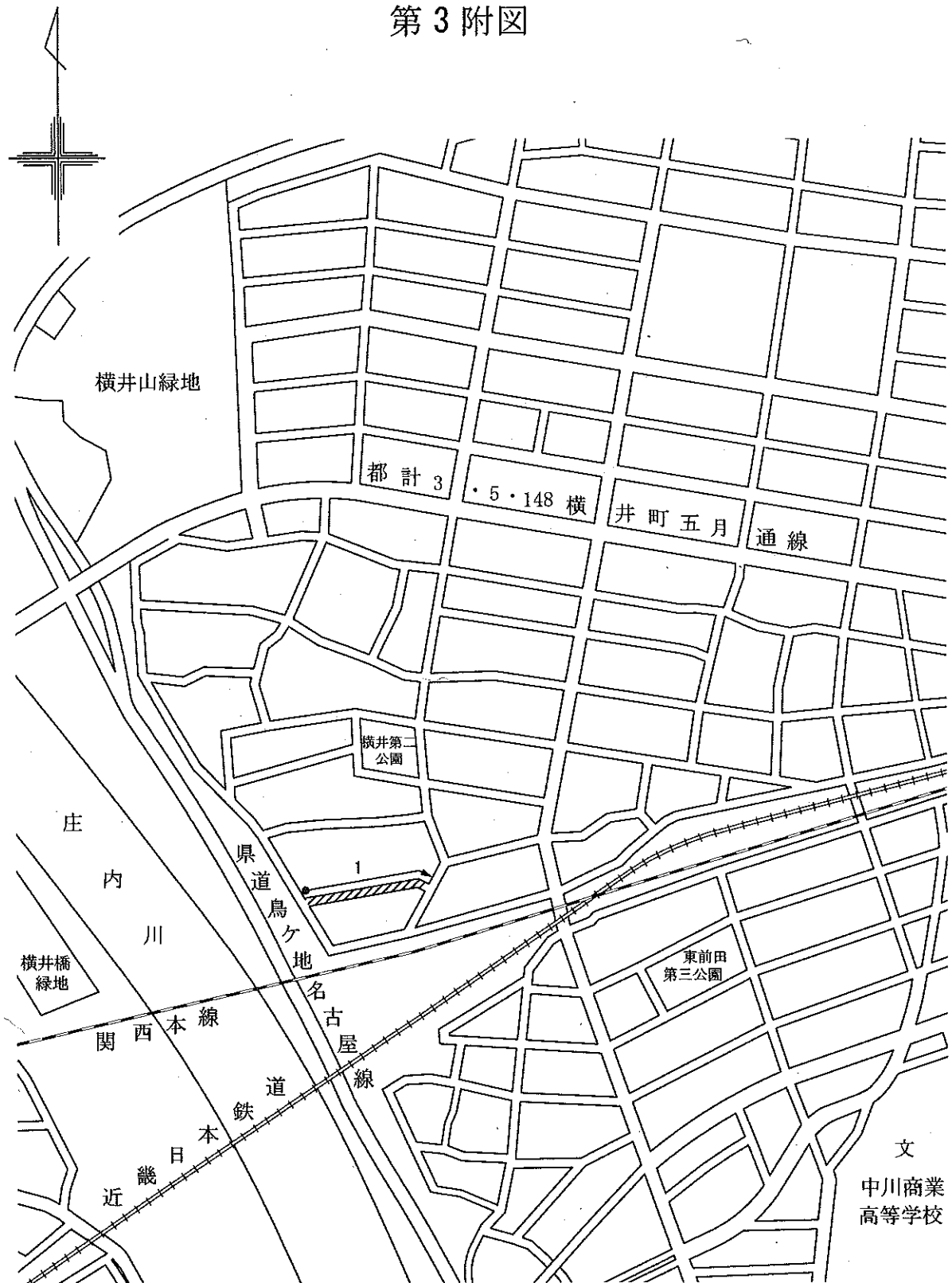


凡 例



市道に認定する路線

第3附図

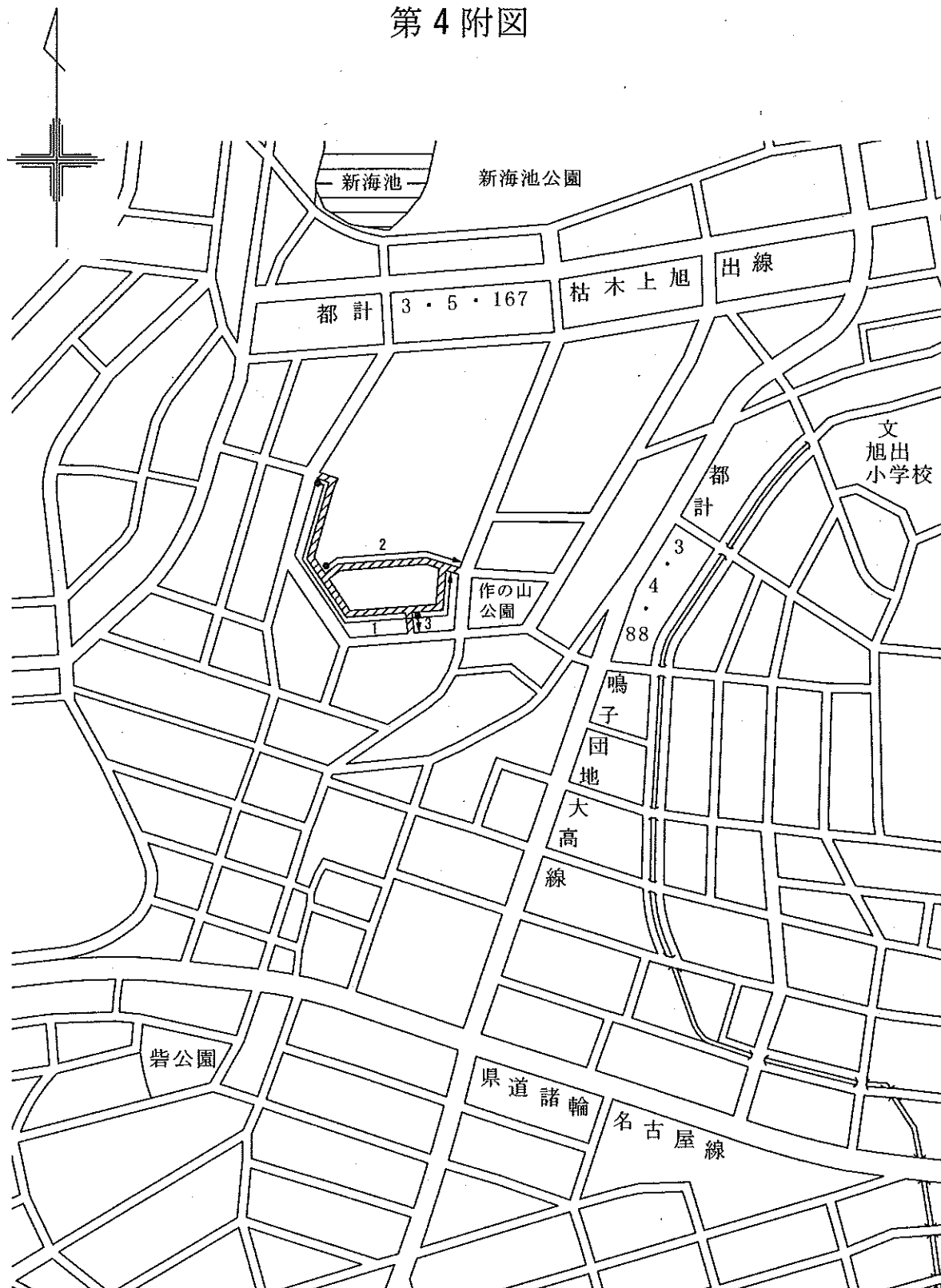


凡 例

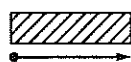


市道に認定する路線

第4附図

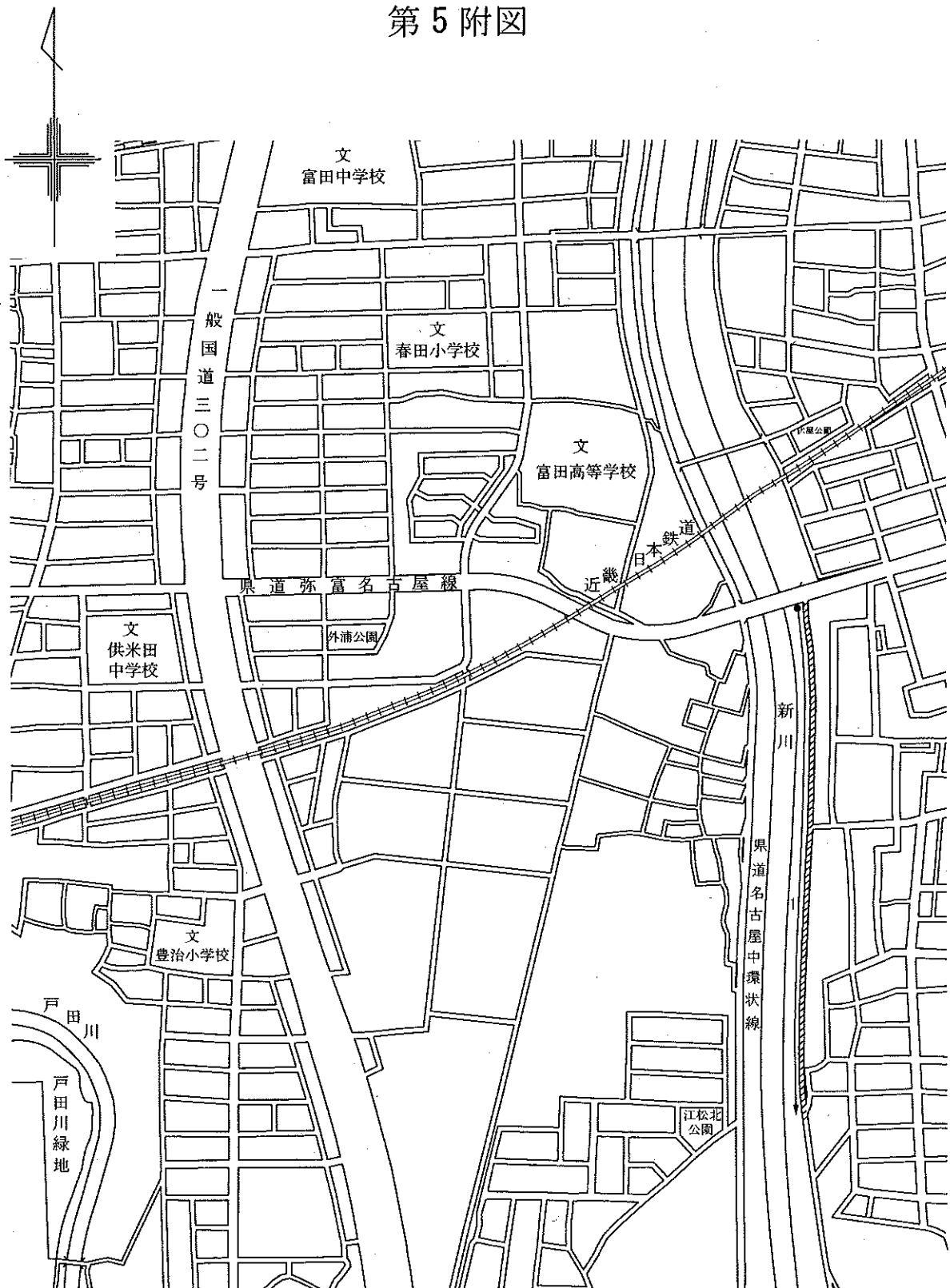


凡例



市道に認定する路線

第5 附図

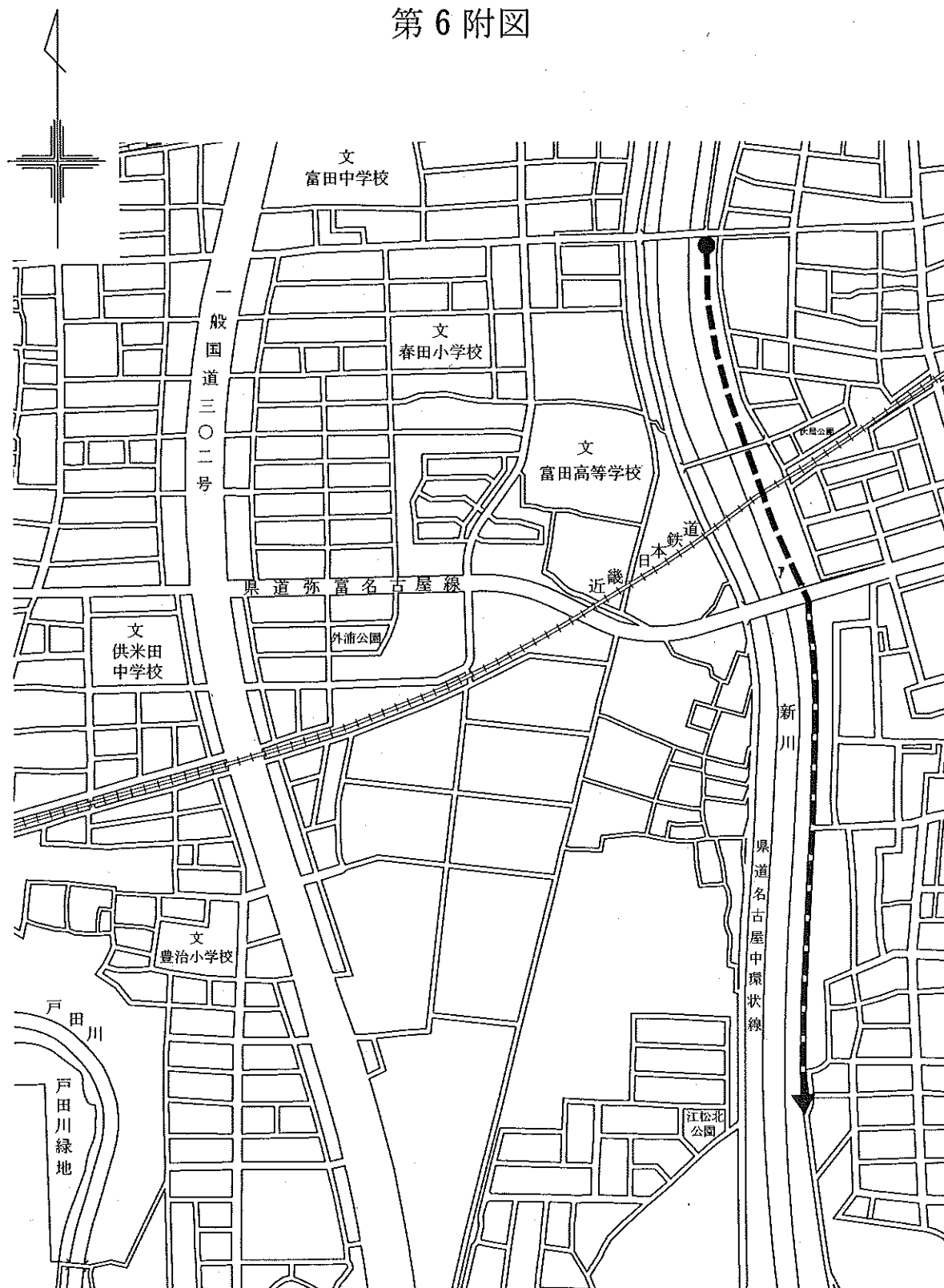


凡 例



市道に認定する路線

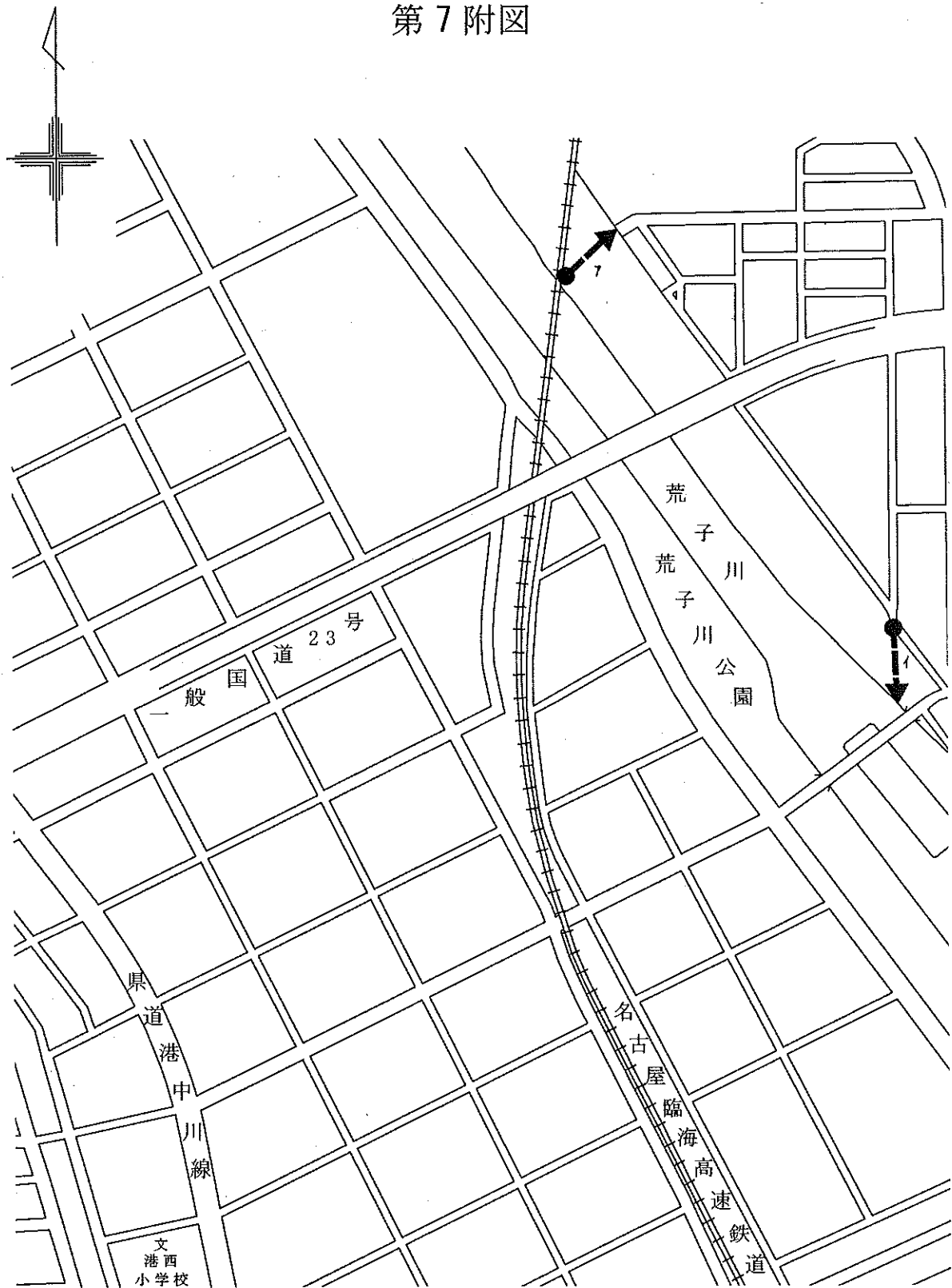
第 6 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止する路線

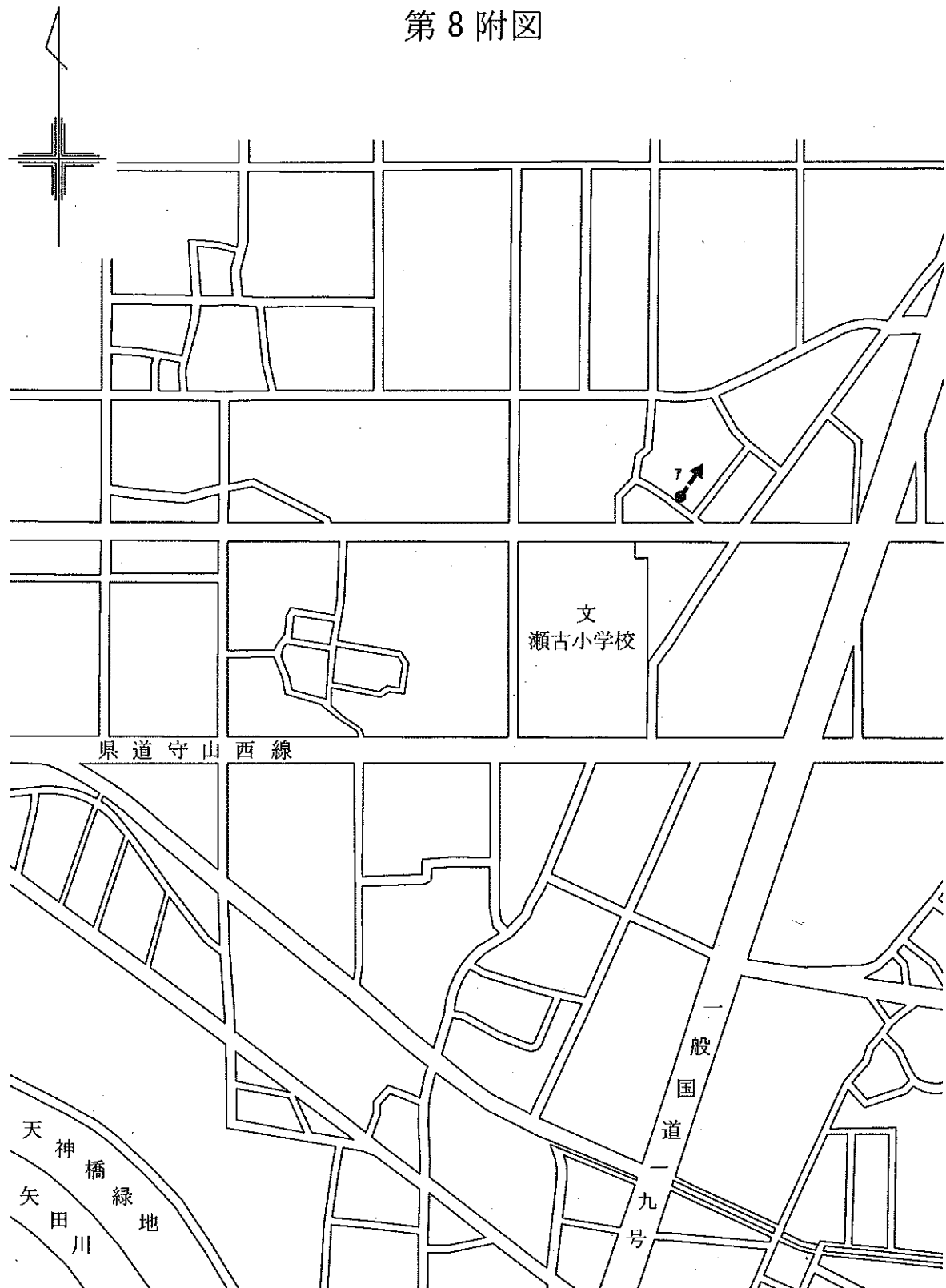
第7 附図



凡 例

●---→ 一部廃止する路線

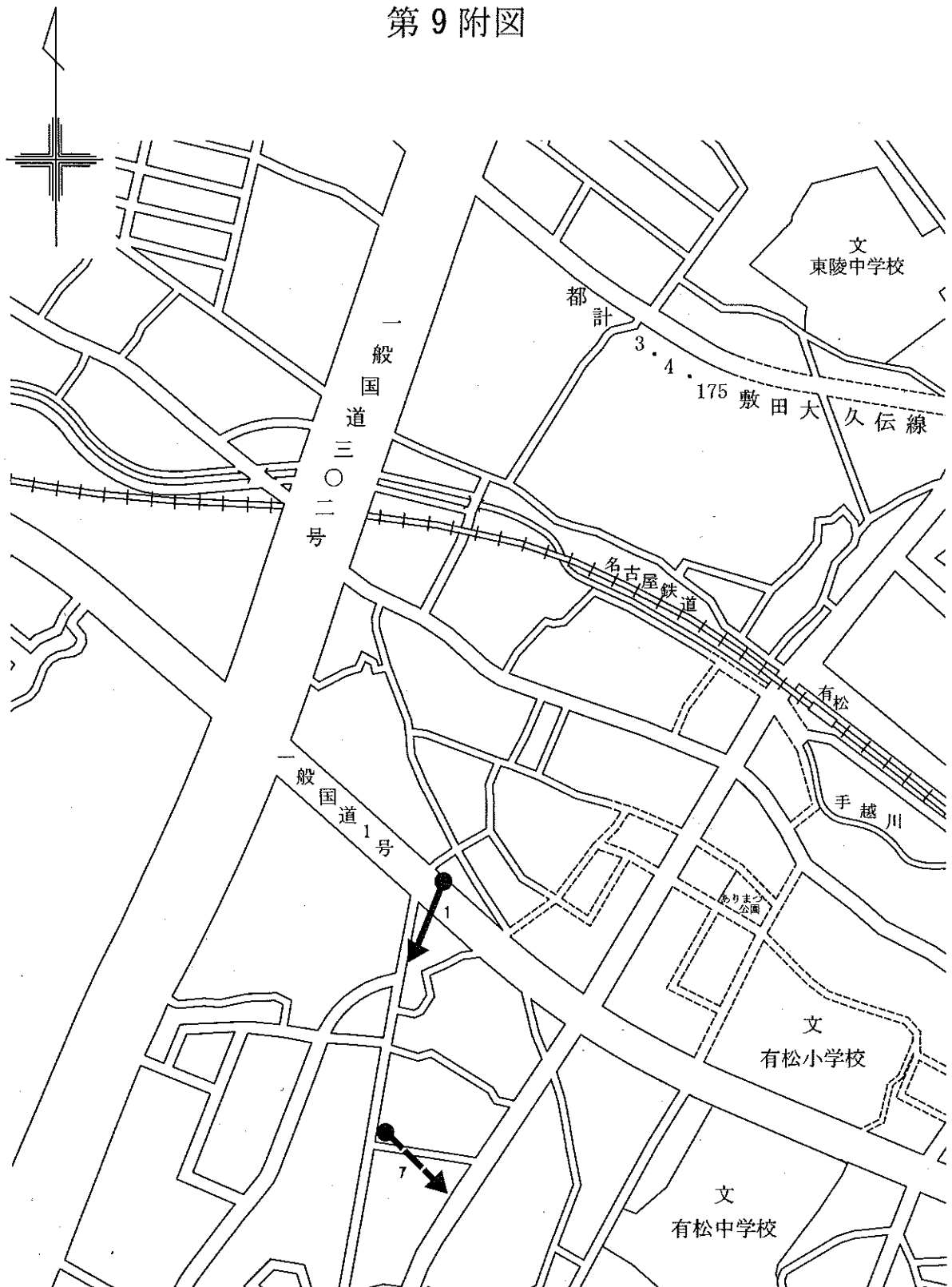
第 8 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止する路線

第9附図



凡 例

- ➡ 一部廃止する路線
- ➡ 廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 （略）

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

行政財産の使用許可に関する審査請求について

下記要項により、行政財産の使用許可に関する審査請求があったので、この審査請求を棄却したい。

上記のことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238 条の 7 第 2 項の規定により、議会の意見を求める。

平成31年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

記

1 審査請求人所在地並びに名称及び代表者氏名

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 哲 文

2 審査請求年月日

平成29年10月26日及び平成30年 6 月27日

3 審査請求に係る処分

(1) 名古屋市高速度鉄道第 1 号線高架下用地の一部に係る平成29年10月 1 日から平成30年 3 月31日までを期間とする行政財産使用許可申請に対し、名古屋市交通局長（以下「処分庁」という。）が一部の範囲について、許可条件を付した上、使用を許可し、残りの範囲について、一部アスファルト舗装の撤去に係る原状回復義務を猶予した上、使用を許可しないとした平成29年 9 月29日付けの一部許可処分（以下「処分 1」という。）

(2) 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までを期間とする行政財産使用許可申請に対し、処分庁が一部の範囲について、許可条件を付した上、使

用許可期間を平成30年4月1日から同年9月30日又は平成31年3月31日までとし、残りの範囲及び期間について、使用を許可しないとした平成30年3月30日付けの一部許可処分（以下「処分2」という。）

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分1及び処分2（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 別紙図面の範囲1、2及び4から9までについて、過去に処分庁が審査請求人に対して店舗等の事業者との間で原状回復を目的とした法的手続等の手段による取組をし、また、建物の壁が共通であるという技術的問題が解決されない限り原状回復を完了する必要があると明示していたにもかかわらず、それらの方針を覆し、本件各処分においてもそれを踏襲しており、禁反言・信頼原則に反する。さらに、範囲2及び6について、施工時期が未定である耐震補強工事を理由に、1年を下回る短期間での使用しか許可しておらず、不合理である。

イ 別紙図面の範囲9の一部（網掛け部分）について、原状回復義務のうちアスファルト舗装の撤去については猶予するという、処分庁に都合の良い条件を付したことは、不合理である。

ウ 別紙図面の範囲3について、耐震補強工事の必要性があるとの理由から使用が認められなかったが、耐震補強工事の具体的な工期が定まっていない段階で、施工範囲を超える範囲3全面の使用を認めない合理的な理由はない。

エ 「高架構造物の耐震補強工事が実施できるように、使用者等の建造物等の構造調査を使用者の負担で行わなければならない。」と定めている行政財産使用許可書の条項について、行政財産たる土地についての使用許可であるから、高架構造物とは別個独立のものに対し、構造調査の費用負担を義務付ける根拠はない。

5 棄却しようとする理由

(1) 行政財産の目的外使用の可否については、その使用許可申請の時点の状況に応じて、地方自治法第238条の4第7項及び名古屋市交通局公有財産

規程（昭和52年名古屋市交通局管理規程第20号）の規定に基づき判断されるものである。

- (2) 公共交通機関の利用者の安全の確保及び災害からの早期復旧は施設管理者としての責務である。南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、とりわけ多くの者が利用する名古屋市高速度鉄道において、その緊急性は高く、速やかに耐震補強工事を行うことが必要と判断されたものである。
- (3) 審査請求人は、技術的問題が解決されない限り原状回復を完了する必要がある等と明示されたと主張しているが、処分庁からは、「行政財産上に設置された建造物等のみを壊すことができない理由を書面により名古屋市交通局に説明し、局が承認した場合」とする条件が示され、審査請求人からの理由書に対し、理由として承認しない旨の回答がなされていた。
- (4) 本件各処分において、耐震補強工事の実施に伴い、本件審査請求のあった用地を使用させることが工事の妨げになると判断して、使用を制限し、原状回復等を求めることには合理性がある。
- (5) 別紙図面の範囲 2 及び 6 について、早期に耐震補強工事に着手できるよう、短期の使用許可としたことは不合理とはいえない。
- (6) 別紙図面の範囲 9 の一部（網掛け部分）について、審査請求人に費用負担が発生するのを防ぐよう、原状回復義務のうちアスファルト舗装の撤去について猶予する条件を付したことは合理性がある。
- (7) 別紙図面の範囲 3 については、当該範囲内に一部未施工の部分があり耐震補強工事の必要性があること、また、資材置場等として使用することにより、耐震補強工事の効率的な施工が可能となることから、早期に耐震補強工事に着手できるよう、使用を認めなかったことには合理性がある。
- (8) 審査請求人の建造物等の構造調査を求める行政財産使用許可書の条項については、建造物の一体的な構造を理由に原状回復が困難であるとする審査請求人の主張に鑑み、審査請求人所有の建造物を撤去し、原状回復を行うための建造物の調査は審査請求人の責任において行うことを求めたものであり、合理性がある。
- (9) 以上の検討の結果、本件各処分は行政上の必要性に基づき、必要と認められる限度において行われたものであり、著しく妥当性を欠き処分庁の裁

量権を逸脱したものとは認められない。よって、本件各処分に違法性又は不当性はない。

(10) なお、審理員意見書も同旨である。

(理 由)

この案を提出したのは、地方自治法第 238 条の 7 第 2 項の規定により、行政財産の使用許可に関する審査請求に対する裁決について議会の意見を求める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4 （略）

2 }
5 } (略)
6 }

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 }
9 } (略)

（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）

第 238 条の 7 （略）

2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 }
4 } (略)

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）抜すい

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 （略）

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 (略)

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。